

第3章 目標と施策

1 仙台の特別支援教育の目標

仙台の特別支援教育が目指すもの 大切なひとり 共に生きるみんな

本市では、これまで全ての子どもが、集団の中での主体的な学習や学校生活を通して自己の能力・個性・特性を十二分に発揮し、自立と社会参加が可能になるよう、一人ひとりの成長を支援してきました。このように子ども一人ひとりを大切に、能力・個性・特性に応じた教育を追求することは、これからも変わることはありません。

また、今後はインクルーシブ教育システムをさらに充実させ、誰もが互いの人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える社会である「共生社会」を実現させるための特別支援教育を推進していくことが大きな目標となります。

このように、子ども一人ひとりを大切にした教育のさらなる充実と、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して、これからの仙台の特別支援教育が目指すものを「大切なひとり 共に生きるみんな」としました。

2 育てたい子ども像と施策の4つのテーマ

「大切なひとり 共に生きるみんな」の実現に向け、私たち市民が育てたい子ども像を「認め合い、学び合う仙台の子ども」とし、次の4つのテーマに基づいて特別支援教育の施策を展開していきます。

テーマ1 ふかめる … 共生社会の実現に向け、相互理解を深めます

テーマ2 つくる … 特別支援教育推進のための体制をつくります

テーマ3 たかめる … 学校の教育力や教員の指導力を高めます

テーマ4 つなぐ … 切れ目のない支援のため、学校・家庭・関係機関をつなぎます

仙台の特別支援教育が目指すもの 大切なひとり 共に生きるみんな

私たち市民が育てたい子ども像
認め合い、学び合う仙台の子ども

テーマ1 ふかめる

共生社会の実現に向け、相互理解を深めます

〈重点施策〉

- 全ての市立学校において、通常の学級における障害理解教育の一層の推進を図ります。
- 障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実を図ります。
- 障害児・障害者理解のための保護者や市民への啓発を推進します。

テーマ2 つくる

特別支援教育推進のための体制をつくります

〈重点施策〉

- 多様な学びの場の一層の整備を図ります。
- 合理的配慮と基礎的環境整備の充実を図ります。
- 特別支援教育コーディネーターの活動の充実を図ります。
- 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の充実を図ります。
- 高等学校等における特別支援教育体制の充実を図ります。

テーマ3 たかめる

学校の教育力や教員の指導力を高めます

〈重点施策〉

- 全ての教員が障害のある子ども一人ひとりに応じた適切な指導・支援ができるように、指導力の向上に取り組みます。
- 通常の学級・特別支援学級・通級指導教室の教育力向上と教員の指導力向上、研究の推進を図ります。
- 鶴谷特別支援学校の教育力の向上を図ります。

テーマ4 つなぐ

切れ目のない支援のため、学校・家庭・関係機関をつなぎます

〈重点施策〉

- 学校・家庭・関係機関による横の連携の充実に努めます。
- 障害などが関連すると考えられるいじめ、不登校、非行等の課題に、特別支援教育の視点を加えた対応を進めます。
- ライフステージを通じた一貫した支援のために引継ぎを充実させ、縦の連携の強化に努めます。

3 これからの取組と施策

テーマ1 ふかめる

共生社会の実現に向け，相互理解を深めます

〈重点施策〉

- 全ての市立学校において，通常の学級における障害理解教育の一層の推進を図ります。 →(1) (2)
- 障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実を図ります。 →(3)
- 障害児・障害者理解のための保護者や市民への啓発を推進します。 →(4)

(1) 障害理解教育の推進

共生社会の実現のために，通常の学級において，障害理解や差別解消に関する教育を推進していきます。

- ① 障害理解教育推進のための資料作成及び啓発
- ② 人権教育^{※31}資料「みとめあう心」等の活用による障害理解教育の充実
- ③ 各教科等との関連を踏まえた教育活動全般を通じた障害理解や差別解消に関する教育の推進

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	特別支援教育推進資料作成	「仙台市の特別支援教育」作成	障害理解推進資料作成・活用		
②	人権教育資料「みとめあう心」の活用			人権教育における障害理解教育の充実	
③	障害理解教育を全体計画・年間指導計画に反映		障害理解教育の充実		

(2) 様々な障害の理解促進

様々な障害の種類や特性に関する教職員の理解促進を図り，当該幼児児童生徒の支援に取り組めます。

- ① 特別支援教育コーディネーター養成研修等における様々な障害への理解促進の取組
- ② 発達障害及び愛着障害^{※32}などの新たな課題に関する理解促進の取組

※31 人権教育：人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいう。(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律による定義)

※32 愛着障害：乳幼児期に養育者との安定した愛着関係を形成することができなかったことにより，その後の学校生活や社会生活，対人関係において，さまざまな情緒的・行動上の問題を生ずる障害。

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	特別支援教育コーディネーター養成研修等における様々な障害の理解促進の取組				
②	新たな課題に関する研修の実施		新たな課題に関する理解促進の取組		

(3) 交流及び共同学習の充実

居住地校交流を含む交流及び共同学習に積極的に取り組んでいる学校の実践例を広め、活動の充実を図ります。

- ① 特別支援教育コーディネーター連絡協議会や実践研究協力校報告会での実践報告
- ② 心のバリアフリー推進事業における障害者アスリートや芸術文化活動をしている障害者との交流を通じた障害理解の推進
- ③ 市立学校における居住地校交流の普及

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	特別支援教育コーディネーター連絡協議会、実践研究協力校報告会での実践報告				
②	実践事例周知	心のバリアフリー推進事業の推進		心のバリアフリー推進事業の充実	
③	実践事例の集約	実践報告等の周知による理解促進		居住地校交流の普及	

(4) 保護者・市民への啓発

保護者・市民に特別支援教育の理解を広めるための取組を推進します。

- ① 特別支援学校や特別支援学級の活動への市民参加の促進
- ② 特別支援学校や特別支援学級の活動に関する積極的な広報
- ③ 仙台市教育センター及び鶴谷特別支援学校で開催する市民公開講座に関する積極的な広報
- ④ 市民団体との連携による児童生徒作品展等の共催

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	市民参加型活動実施の推奨		活動への市民参加の促進		
②	特別支援学校や特別支援学級の活動に関する積極的な広報				
③	市民公開講座の実施と積極的な広報				
④	市民団体との連携による児童生徒作品展等の共催				

テーマ2 つくる

特別支援教育推進のための体制をつくります

〈重点施策〉

- 多様な学びの場の一層の整備を図ります。 →(1) (2) (3)
- 合理的配慮と基礎的環境整備の充実を図ります。 →(4) (5)
- 特別支援教育コーディネーターの活動の充実を図ります。 →(6)
- 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の充実を図ります。 →(7)
- 高等学校等における特別支援教育体制の充実を図ります。 →(8)

(1) 多様な学びの場の充実

通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室など、多様な学びの場の選択を可能にするために、環境の充実や仕組みの整備を図ります。

- ① 通級による指導を受ける児童生徒数の推移に応じた通級指導教室の設置
- ② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の選択への柔軟な対応

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	巡回による通級指導の検討	巡回による通級指導の整備	対象児童生徒数の推移に応じた通級指導教室の設置		
②	一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の選択への柔軟な対応				

(2) 管理職のリーダーシップによる体制の充実

管理職が学校での特別支援教育推進においてリーダーシップを発揮するために、管理職研修を充実させ、特別支援教育の現状の理解及び関係機関との連携の促進を図ります。

- ① 新任管理職研修における特別支援教育の内容の充実
- ② 関係機関と連携する際の管理職の役割の明確化

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	研修内容の見直し	新たな内容での実施	新任管理職研修における研修の内容の充実		
②	役割の再整理	管理職のリーダーシップによる連携の促進			

(3) 校内就学支援体制の充実

障害のある児童生徒の相談機能の充実を図ります。

- ① 校内委員会を中心とした校内体制の充実
- ② 就学支援についての手引き書の作成・活用
- ③ 新就学児の相談体制の充実
- ④ 教育相談等に関する校内研修の充実

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	校内体制の確認・再整備	校内委員会を中心とした校内体制の充実			
②	手引き書の作成	就学支援についての手引き書の配付・活用			
③	新就学児の相談体制の見直し・検討				新たな体制による就学相談
④	研修モデルテキスト作成・周知		モデルテキストを使った校内研修の実施・充実		

(4) 多様なニーズに対応するための支援体制の充実

多様な学びの場を支えるために、専門スタッフの配置と活用の充実を図ります。

- ① 特別支援学級指導支援講師，特別支援学級指導支援員，特別支援教育指導補助員，特別支援教育介助員，看護師等の適切な配置と研修の充実
- ② 発達障害児教育検討専門家チーム，学校生活支援巡回相談員，言語聴覚士 (ST)^{※33}理学療法士 (PT)^{※34}作業療法士 (OT)^{※35}巡回指導医^{※36}スクールカウンセラー (SC)^{※37}スクールソーシャルワーカー (SSW)^{※38}等の一層の活用
- ③ 医療的ケアが必要な児童生徒の支援のための体制の整備
- ④ 病気療養のために入院している児童生徒に対する教育のあり方についての検討

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	配置基準等の見直し	適切な配置と研修の充実			
②	発達障害児教育検討専門家チーム，学校生活支援巡回相談員，ST，PT，OT，巡回指導医，SC，SSW等の一層の活用				
③	医療的ケアが必要な児童生徒の支援のための体制の検討		医療的ケアが必要な児童生徒の支援のための体制の整備		
④	入院している児童生徒に対する教育のあり方についての調査		入院している児童生徒に対する教育のあり方についての検討		

※33 言語聴覚士 (ST:Speech Therapistの略称)：音声機能，言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため，言語訓練その他の訓練，これに必要な検査及び助言，指導その他の援助を行うことを業とする者。

※34 理学療法士 (PT:Physical Therapistの略称)：医師の指示の下，身体に障害のある者に対し，主としてその基本的動作能力の回復を図るため，治療体操その他の運動を行わせ，及び電気刺激，マッサージ，温熱その他の物理的手段を加えることを行うことを業とする者。

※35 作業療法士 (OT:Occupational Therapistの略称)：医師の指示の下に，身体又は精神に障害のある者に対し，主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため，手芸，工作その他の作業を行わせることを業とする者。

(5) 合理的配慮と基礎的環境整備の提供

合理的配慮※39と基礎的環境整備※40の提供のため、教職員の理解促進や、合理的配慮を踏まえた授業づくりを一層進めます。

- ① 各種研修等の機会を活用した、合理的配慮と基礎的環境整備に関する事項の周知
- ② ユニバーサルデザイン※41の考え方に基づく授業づくりの推進
- ③ 障害のある児童生徒に対するICT※42活用の実践研究の推進

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	理解促進	合理的配慮と基礎的環境整備に関する事項の周知			
②	ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業づくりの推進				
③	研究指定校での実践研究の推進				

(6) 特別支援教育コーディネーターの活動の充実

特別支援教育の推進役としての特別支援教育コーディネーターのあり方を検討し、活動の充実を図ります。

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制のあり方の検討
- ② 特別支援教育コーディネーター地区別連絡協議会の取組の充実
- ③ 特別支援教育コーディネーター養成研修・向上研修の充実

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	校内体制のあり方の検討	校内支援の充実			
②	地区別連絡協議会の取組の充実				
③	養成研修・向上研修の充実 (養成研修：年90名受講，受講修了者数H29年度のべ1,765名→H34年度のべ2,215名)				

※36 巡回指導医：本市の要医療的ケア通学児童生徒学習支援事業で看護師を配置している学校を訪問し、看護師や教員に指導及び助言を行う医師。

※37 スクールカウンセラー(SC:School Counselorの略称)：学校において、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導助言を行う者。また、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなども行う。

※38 スクールソーシャルワーカー(SSW:School Social Workerの略称)：子どもの家庭環境による問題に対処するため、関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格を要する。

※39 合理的配慮：「障害者の権利に関する条約」において定義された言葉。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」では、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。

※40 基礎的環境整備：「合理的配慮」の基礎となるもの。障害のある子どもに対する支援について、法令に基づき又は財政措置等により、例えば、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、それぞれ行う教育環境の整備のこと。

※41 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力のいかに問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

※42 ICT：情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。Information and Communication Technologyの略称で「情報通信技術」と訳されている。教育においても効果的な活用が推進されている。

(7) 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の充実

鶴谷特別支援学校の高い専門性を生かした助言により、障害のある幼児児童生徒が在籍する市立学校等を積極的に支援していきます。

- ① 地域の学校，幼稚園・保育所(園)・認定こども園等を支える支援機能の充実
- ② 本市のニーズや実状を踏まえた研修協力機能の充実

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	支援機能の整理・再構成		新たな支援の実施		支援機能の充実
②	研修協力機能の検討		新たな研修協力の実施		研修協力機能の充実

(8) 高等学校等における特別支援教育体制の充実

高等学校等における体制の整備と充実を図ります。

- ① 高等学校等の教職員の特別支援教育に関する理解促進
- ② 高等学校等での通級による指導についてのあり方の検討

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	高等学校等の教職員の特別支援教育に関する理解促進				
②	通級による指導についての調査 (実践事例収集, 先進校視察, 研修等)		通級による指導についてあり方の検討		

※43 指導主事：学校における教育課程，学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事するために，都道府県や区市町村の教育委員会に置かれている職員。
 ※44 特別支援学級パワーアップサポート事業：特別支援学級等の学習指導や学級運営等に関して専門性のある退職校長等の嘱託職員がサポーターとして学校を訪問し，特別支援学級担任等に指導助言を行い，教員の資質能力の向上を図ることを目的とした事業。

テーマ3 たかめる

学校の教育力や教員の指導力を高めます

〈重点施策〉

- 全ての教員が障害のある子ども一人ひとりに応じた適切な指導・支援ができるように、指導力の向上に取り組みます。 →(1)
- 通常の学級・特別支援学級・通級指導教室の教育力向上と教員の指導力向上，研究の推進を図ります。 →(2) (3)
- 鶴谷特別支援学校の教育力の向上を図ります。 →(4)

(1) 教員の指導力の向上

学校がチームとして質の高い教育活動を展開していく取組や，全教職員が特別支援教育に関する指導力を向上できる取組を充実させます。

- ① 特別支援教育に関する研修の充実
- ② 特別支援学級担任等が相互に連携できる体制づくりと連絡会の実施
- ③ 通常の学級に加え，特別支援学級を研究対象とした実践研究協力校の認定
- ④ 大学の研究者との連携による研究推進

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	特別支援教育に関する研修の推進		特別支援教育に関する研修の充実		
②	相互に連携できる体制の検討		体制づくり	連絡会の実施	
③	協力校の認定 (年20校, H29年度末小学校87% 中学校60% → H34年度: 小学校97% 中学校74%)				
④	大学の研究者との連携による研究推進				

(2) 通常の学級・特別支援学級・通級指導教室の教育力の向上

通常の学級担任及び特別支援学級担任，通級担当者への指導主事^{※43}等による指導助言，教員の育成や適切な配置を行います。

- ① 通常の学級における発達障害児等への対応についての指導助言
- ② 特別支援学級パワーアップサポート事業^{※44}等を活用した，特別支援学級や通級指導教室における教育課程，指導法等についての指導助言
- ③ 特別支援教育を担う教員の育成と適切な配置のあり方の検討
- ④ 特別支援学級担任と通級担当者の特別支援学校教諭免許状保有率の向上のための講習受講の推奨

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	通常の学級における発達障害児等への対応について指導助言				
②	事業の検討改善	パワーアップサポート事業の充実（年間実施件数58件）			事業の継続的な実施
③	特別支援教育を担う教員の育成と適切な配置のあり方の検討				
④	免許状取得のための講習の受講推奨				

(3) 通級による指導の充実

言語障害、難聴、LD・ADHD等の児童生徒を指導する通級担当者の指導力向上を図ります。

- ① 通級担当者の連絡会による研修の充実
- ② 通級新担当者研修の充実

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	連絡会による研修の見直し	連絡会による研修の充実			
②	通級新担当者研修の整備			通級新担当者研修の充実	

(4) 鶴谷特別支援学校の教育力の向上

鶴谷特別支援学校の教育力のさらなる向上を図ります。

- ① 校内研究の充実と成果の発信
- ② 学習指導要領^{※45}の改訂に伴う教育課程の見直し・実施
- ③ おおむね全ての特別支援学校教員が特別支援学校教諭免許状を保持することを目指す
- ④ 一人ひとりの特性に応じた就労支援の充実

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	校内研究の充実と成果の発信				
②	教育課程の見直し・移行	小学部全面实施	中学部全面实施	高等部全面实施	
③	特別支援学校教諭免許状取得のための講習の受講推奨				
④	就労支援の体制の見直し・整備				就労支援の充実

※45 学習指導要領：全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めており、これを「学習指導要領」という。新学習指導要領については、小学校・特別支援学校小学部は平成32年度から、中学校・特別支援学校中学部は平成33年度から、高等学校・特別支援学校高等部は平成34年度から実施となっている。

テーマ4 つなぐ

切れ目のない支援のため、学校・家庭・関係機関をつなぎます

〈重点施策〉

- 学校・家庭・関係機関による横の連携の充実に努めます。 →(1) (2)
- 障害などが関連すると考えられるいじめ、不登校、非行等の課題に、特別支援教育の視点を加えた対応を進めます。 →(3)
- ライフステージを通じた一貫した支援のために引継ぎを充実させ、縦の連携の強化に努めます。 →(4) (5) (6)

(1) 学校・家庭・地域社会の連携の充実

学校・家庭・地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して、子どもたちを支援していきます。

- ① 障害理解教育推進のための資料作成及び啓発（再掲P15）
- ② 特別支援教育コーディネーターの存在と役割の理解促進
- ③ 特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の地域の人々との交流の推進

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	特別支援教育推進資料作成	「仙台市の特別支援教育」作成	障害理解推進資料作成・活用		
②	学校便りや保護者会等での紹介		活動内容等の理解促進		
③	特別支援学校や特別支援学級の児童生徒の地域交流の推進				

(2) 関係機関の相互連携の強化

障害のある児童生徒を中心とした各関係機関との連携の充実に努めます。

- ① 関係機関との連携組織のあり方の検討と連携の推進
- ② 「個別の教育支援計画」の活用による関係機関との連携の推進
- ③ 児童館や放課後等デイサービス事業所等との連携の推進
- ④ 仙台市青少年対策六機関^{※46}での連携の推進

※46 仙台市青少年対策六機関：青少年対策に関わりをもつ教育局学校教育部教育相談課，同特別支援教育課，子供未来局児童相談所，同子供育成部子供相談支援センター，健康福祉局障害福祉部北部発達相談支援センター，同南部発達相談支援センターの六つの機関で構成されている。定期的に合同会議を開催し，相互に連携した円滑な業務の遂行を図っている。

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	関係機関との連携組織のあり方の検討			関係機関との連携の推進	
②	「個別の教育支援計画」の活用による関係機関との連携の推進				
③	児童館等との連携のあり方の検討		児童館等との連携の推進		
④	仙台市青少年対策六機関での連携の推進				

(3) いじめの防止・不登校等予防への対応

いじめや不登校等のリスクが高いとされている、発達障害及び発達障害等の可能性のある幼児児童生徒への支援の充実を図ります。

- ① 発達障害に対する教職員の理解促進と適切な就学支援の推進
- ② 校内における特別支援教育コーディネーターといじめ対策担当教諭、不登校支援コーディネーターとの連携の推進
- ③ 関係機関との連携における「個別の教育支援計画」の活用の推進
- ④ 仙台市青少年対策六機関での連携の推進（再掲P23）

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	発達障害に対する理解促進		発達障害に対する適切な就学支援の推進		
②	連携体制の整備		連携の推進		
③	関係機関との連携における「個別の教育支援計画」の活用の推進				
④	仙台市青少年対策六機関での連携の推進				

(4) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用の推進

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成率向上と有効活用を図ります。

- ① 特別支援学級在籍児童生徒と通級による指導の対象児童生徒の「個別の教育支援計画」の活用の推進
- ② 通常の学級に在籍し発達障害の診断があり、保護者から支援の申し出がある児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成の推進と活用

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	作成率100%	学校・家庭・関係機関の連携における活用の推進			
②	作成状況調査方法の改善	「個別の教育支援計画」作成の推進と活用 「個別の指導計画」作成の推進と活用		(H34年度作成率60%) (H34年度作成率100%)	

(5) 幼保小・小中・中高の連携の強化

各ライフステージの支援内容等を適切に引き継ぎ、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

- ① 学校、保護者、関係機関とのサポートファイル^{※47}の活用推進
- ② 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等の小学校と中学校との確実な引継ぎと有効活用のためのあり方の検討
- ③ 中学校と高等学校等との引継ぎにおける「仙台中高連携サポートシート」活用の促進
- ④ 特別支援教育に関わる児童生徒の進路についての研修の充実
- ⑤ 保育所(園)、認定こども園、幼稚園職員の特別支援教育コーディネーター地区別連絡協議会への参加の推奨

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	学校、保護者、関係機関とのサポートファイルの活用				
②	「個別の教育支援計画」等の引継ぎと有効活用の検討		「個別の教育支援計画」等の引継ぎと有効活用の推進		
③	「仙台中高連携サポートシート」活用の促進			(活用例数H28年度34件 → H34年度82件)	
④	特別支援教育に関わる児童生徒の進路についての研修の充実				
⑤	参加に向けた方法等の検討	地区別連絡協議会への参加の推奨			

(6) 「仙台自分づくり教育」・就労支援の推進

「仙台自分づくり教育^{※48}」を推進するとともに、学校卒業後の充実した生活を目指して就労支援の充実を図ります。

- ① 特別支援学校や特別支援学級における「仙台自分づくり教育」の推進
- ② 障害者の生涯学習のあり方の検討
- ③ 教育委員会での職場体験実習等の受入れ
- ④ 研修会等における各学校への情報提供と周知

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)
①	特別支援学校や特別支援学級における「仙台自分づくり教育」の推進				
②	障害者の生涯学習の在り方の検討			生涯学習部門と連携した取組	
③	職場体験実習等の受入れ				職場体験実習等の工夫・改善
④	研修会等における各学校への情報提供と周知				

※47 サポートファイル：特別な支援や配慮を要する子どもたちが、乳幼児期から成人期までのライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられるよう、保護者と相談機関、医療機関、学校等の関係者(機関)が子どもの情報を共有することを目的に、本市において活用しているファイル。

※48 仙台自分づくり教育：小学校から高等学校までの発達段階に応じて、人との関わりを大切にしながら「学ぶこと」「働くこと」「生きること」をつなぎ、児童生徒一人ひとりが社会的・職業的に自立した大人になるための力を育む本市独自の教育。

第4章 いじめ防止への取組

1 特別支援教育といじめ防止への取組

本市においては、いじめ及びいじめに関連する自死事案が発生し、その防止や対応が極めて重要な課題となっています。


いじめ防止やいじめ事案への対応については、学校の組織的対応、児童生徒一人ひとりに応じた支援、互いに認め合える集団づくり、保護者や関係機関等との連携などが重要となっており、これらは特別支援教育の取組とも方向性を同じくするものです。また、一般的に、発達に課題があり配慮を要する児童生徒は、いじめられている認識が薄かったり、自分の気持ちをうまく伝えられなかったりするため、いじめが発見されにくいなど、いじめのリスクが高いことが考えられます。

こうしたことから、いじめ防止の取組を進める上でも、本プランに基づく特別支援教育の推進が、本市の教育にとってますます重要となっています。

2 いじめ防止への取組と本プランの関連


(1) 校内での組織的対応

校長のリーダーシップのもと、いじめ対策担当教諭を中核に、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を参画させながら、校内委員会において指導・支援方針を立て、全教職員が組織的に対応します。

 本プランの 関連施策	テーマ2 「つくる」	(2) 管理職のリーダーシップによる体制の充実	P17
		(3) 校内就学支援体制の充実	P18
		(4) 多様なニーズに対応するための支援体制の充実	P18
		(5) 合理的配慮と基礎的環境整備の提供	P19
		(6) 特別支援教育コーディネーターの活動の充実	P19

(2) 児童生徒一人ひとりに応じた支援

いじめをはじめ、児童生徒の様々な課題の背景には発達上の課題がある可能性についても留意し、それぞれの特性等を踏まえた対応を十分検討するとともに、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、PDCAサイクル^{※49}に沿って指導に当たります。

 本プランの 関連施策	テーマ2 「つくる」	(5) 合理的配慮と基礎的環境整備の提供	P19
	テーマ3 「たかめる」	(1) 教員の指導力の向上	P21
		(2) 通常の学級・特別支援学級・通級指導教室の教育力の向上	P21
テーマ4 「つなぐ」	(4) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用の推進	P24	

(3) 互いに認め合える集団づくり

いじめを防止するためには、いじめが発生しにくい学級や学校の集団づくりが重要です。児童生徒一人ひとりの「よさ」を育む視点に立った指導を大切に、児童生徒が互いに認め合い、安心できる居場所としての学級や学校の集団をつくります。

本プランの
関連施策

テーマ1 「ふかめる」	(1) 障害理解教育の推進	P15
	(2) 様々な障害の理解促進	P15
	(3) 交流及び共同学習の充実	P16

(4) 保護者・関係機関等との連携

保護者との教育相談を行い、「個別の教育支援計画」等を保護者と一緒に作成したり、計画に基づいて保護者と一緒に取組を振り返ったりすることを通して、保護者と課題を共有するとともに、保護者の要望等を聞き取ったり、学校としての方針等を説明・提案したりし、合意形成を図りながら連携して対応します。

また、関係機関が共通理解のもと、それぞれの役割を担い、連携して対応します。

さらに、進学・進級に当たって、特別な支援を必要とする幼児児童生徒については、幼児児童生徒の実態や支援内容等の情報を、園・学校間、学年間で適切に引き継ぎ、引き継いだ情報は、関係する職員間で共有するとともに、指導・支援に具体的に生かします。

本プランの
関連施策

テーマ1 「ふかめる」	(4) 保護者・市民への啓発	P16
テーマ4 「つなぐ」	(1) 学校・家庭・地域社会の連携の充実	P23
	(2) 関係機関の相互連携の強化	P23
	(3) いじめの防止・不登校等予防への対応	P24
	(4) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用の推進	P24
	(5) 幼保小・小中・中高の連携	P25

※49 PDCAサイクル：多くの分野で用いられる管理手法の一つ。教師や学校にとってのPDCAは、Plan(計画)－指導計画等の作成、Do(実施)－指導計画を踏まえた教育活動の実施、Check(評価)：児童生徒の学習状況、指導計画等の評価、Action(改善)－授業や指導計画等の改善とされており、学習評価はこのサイクルの中で適切に実施されることが重要であるとされている。

第5章 プランの推進にあたって

1 プランの達成状況の点検及び評価

プランにおける施策については、定期的に点検・評価を行い、達成状況を確認しながら、着実な遂行に努めていきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の項目としている施策については、その点検・評価を活用していきます。

2 多様な主体との連携・協働の推進

障害のある幼児児童生徒の育ちには、その生活を取り巻く教育、医療、保健、福祉、労働等の各機関や各関係団体が関わっています。

プランの推進にあたっては、これらの機関、団体と連携・協働しながら進めていきます。特に庁内において、健康福祉局や子供未来局と密接に連携し、情報共有を図りながら取り組んでいきます。

3 課題やニーズに応じた的確な対応

国の動向や本市の特別支援教育の状況変化に応じて、課題や新たなニーズが生じた場合には、情報を整理し、施策について検討するなどの的確な対応に努めていきます。



仙台の特別支援教育が目指すもの
大切なひとり 共に生きるみんな